

## ラブホテル等の要件の見直し等（骨子案）に対する意見

ラブホテル等の要件の見直し等（骨子案）に対する関係組合員の意見を下記のとおりまとめましたので、ご報告させていただきます。

### 記

- 個々の財産権の問題であると考えます。新しく加えられる要件を満たした設備に改修する為には、多額の費用を調達せねばならない他、改修工事中で休業した分の売上も含め考えると、莫大な損益を負うことが考えられます。そもそも、多くのホテルはこの施設を設置する際に多額の設備投資による負債を抱えており、その返済も終わらぬうちに新たに資金調達を行い、休業を余儀なくされ該当設備を撤去するというのはあまりにも経済負担が大きすぎると考えます。これは個々の財産権を大きく侵害するものであり、非常に深刻な問題であると考えますが補償並びに経過措置等に関してはどの様にお考えになりますでしょうか。
- 資金調達ができず当該設備を撤去することができなかつたホテルに関しては、4号営業に該当させる意向でいらっしゃると思いますが、実際に4号営業の届け出が可能な地域というのは、商業地域及び近隣商業地域のみとごくわずかに限られており、更にその中でも、学校、有床診療施設、児童福祉施設、図書館等の200メートル以内は禁止地域となっております。すなわち、資金調達ができず、4号営業の届け出をすることができない立地条件にあるホテルは、廃業せざるを得ない状況であると言っても過言ではありません。こちらに関しても補償等はすでにお考えいただいているのでしょうか。
- 外観をはじめ、その他の設備要件等に関して、そもそも我々は旅館業法および自治体の条例を順守して営業してきた経緯があります。過去のこれらの法律、条例との整合性を追求せずに、他の地域と一律で要件を加え規制していくということが本当に可能であり、実効性があるものなのでしょうか。
- 廃業へ追い込む可能性を含んだこの新规定が、果たして健全な風俗環境の維持にどれ程有効であるのか、是非ともご検討を頂きご教示頂きたいと考えます。
- 客室案内板や休憩料金の表示が要件に加えられております。これは、サービス内容または料金を利用者に明示してはいけないと捉えられ、根本

的に私たち、一民間企業の経営の在り方や、方法を害するものであると  
考えます。他の業態であっても販促ツールとして、カタログや看板は当  
然の如く存在するにも関わらず、なぜラブホテルだけが、同じサービス  
を利用者に向け行うことができないのか。理解に苦しむところでありま  
す。他業態のみならず、旅館やビジネスホテルがディスプレイの金額を表  
示したり、客室の写真をお客様にお見せする場合には、4号営業でなけれ  
ばならないのでしょうか。

- フロントの遮蔽措置や自動精算機、電気錠に関しては、従業員及びお客  
様の安全を確保するための設備として導入しているホテルが多くありま  
す。大規模なシティホテルとは違い、小規模のホテルはフロント担当が  
おおむね一人のため、フロントの防犯対策は必要不可欠であり、また客  
室の電気錠についても災害や震災時に一斉に開錠することができるため  
避難誘導のためにも非常に有効な設備であります。(電気錠は非通電時に  
は開錠されるため、停電時でも安全です) これらサービスの拡充や安全  
性の確保は一民間企業の企業努力の一貫であると認識しており、経営者  
として権利あるものと考えておりますが、これらを排除する規定をどの  
ようにお考えになりますでしょうか。
- 玄関の遮蔽については、一概にラブホテルのみに多く見られる設備であ  
るとは考えにくいのではないのでしょうか。特に観光地や温泉地の和風旅  
館については、生垣や門などで玄関が遮蔽されている箇所も多く見られ  
ますし、ビジネスホテルやラグジュアリーホテルなどは玄関前に植栽や  
オブジェを設置しているところも多く拝見します。  
新規定を適用する際には、これらの旅館やホテルも該当物をすべて撤去  
することになるのでしょうか。また、撤去できない場合には4号営業に  
該当させるのでしょうか。
- 新規定を一律で適用すると決定された場合には、大多数のホテルが多額  
の資金を調達し、大幅な事業計画の変更を強いられる事態となることが  
予測されます。従ってこれまで、旅館業法および自治体の条例を遵守し  
てきた私たちのホテルについては、現時点で許可を受けていたもの、ま  
たは施行前に許可を申請していたものについては新規定の適用外として  
いただくよう要望いたします。また、新たに施行される新規定が、実効  
性を伴い、真に青少年の健全な風俗環境を維持するものになるよう要望  
いたします。

平成21年6月18日

全国旅館生活衛生同業組合連合会

全国旅館生活衛生同業組合連合会  
平成 21 年 6 月 12 日

	解体補修費用 (上段)			定員 51 人以上	人件費
	定員 30 人以下	定員 31 人～50 人	定員 51 人以上		
	新設導入時費用 (下段)				
	定員 30 人以下	定員 31 人～50 人	定員 51 人以上		
フロントの遮蔽装置	100,000～300,000 5 万～30 万	300,000～400,000 5 万～100 万	400,000～500,000 以上 5 万～100 万		
客室案内板 (部屋 を選択する設備)	400,000～1,000,000 200 万～400 万	500,000～2,000,000 400 万～600 万	500,000 以上 600 万～800 万以上～	年間 1 名～2 人増 350 万～1 千万程度	
玄関の遮蔽	5000～300,000 50 万～100 万	5000～400,000 50 万～200 万	10,000～100,000,000 以上～ 50 万～1 千万以上		
休憩料金表示	30,000～300,000 20 万～50 万	30,000～500,000 20 万～100 万	30,000～1,000,000 以上～ 20 万～100 万以上		
(客室内の) 自動精算機	500,000～1,500,000 100 万～300 万	1,000,000～2,500,000 300 万～500 万	1 室 100,000 程度以上～ 5000 万～9 千万以上	年間 1 名～2 人増 350 万～1 千万程度	
代金支払用のエアシ ューター	400,000～1,200,000 500 万～800 万	1,000,000～2,000,000 800 万～1100 万	1,000,000～4,000,000 以上～ 1100 万～2500 万以上	年間 1 名～2 人増 350 万～1 千万程度	
代金支払用の小窓	100,000～300,000 10 万～100 万	200,000～500,000 30 万～300 万	500,000 以上～ 50 万～500 万	年間 1 名～2 人増 350 万～1 千万程度	
遠隔操作で解錠可能 な電気錠のある戸	200,000～600 万 500 万～1 千万	750,000～1,000 万 600 万～2 千万	1,250,000～1,200 万以上 1,500 万～8 千万以上	年間 1 名～2 人増 350 万～1 千万程度	

# 風俗行政研究会提出資料

平成21年6月19日

社団法人 日本自動車旅行ホテル協会

## はじめに

今回の風営法の制令改正の流れにおいては、当協会の会員ばかりではなく、ホテルに働いている従業員の間にもホテルの廃業、さらには失業への不安をいただいている者が数多く、大きな混乱・動揺をきたしている。

関西地方で起きた、学校の前での類似ラブホテルの営業に対する住民の反対運動が、今回の風営法の政令改正の検討のきっかけと推察されるが、当協会としてもこの問題は大変遺憾であり、同業者として、地域社会に協調せず、相対した経営姿勢に強い憤りを感じる。

今回の政令改正の動きに対しては、当協会もある一定の理解はしているものの、その内容によっては我々業界の存亡に関わる重大な結果をもたらす事にご理解をいただきたい。我々の業界は家族経営が主体の中小企業がほとんどで、代々受け継がれて営業しているホテルも数多くある。また、多くの雇用を抱えており、その従業員たちの動揺も大きく、金融機関や関連業者への影響も計り知れない。

ここに提出させていただく資料は、当業界の現状、風営法の制令改正により起こりうる種々問題や事例を中心に提示させていただいた。制令改正の検討においてご配慮、ご参考にしていただきたい。

当協会も社会の一員として責任を果たすべく、コンプライアンス委員会を設置し、風営法の目的である善良な風俗の維持と青少年の健全育成に全力をつくす所存である。さらに地域社会への種々の貢献を通し、今まで以上に社会に認められるよう努力を続けていきたい。

何とぞ風営法の政令改正においては、この業界の実態をご理解いただいた上での十分な議論を通し、検討いただきたいと切に願う次第である。

社団法人 日本自動車旅行ホテル協会

会長 當麻勝敏

ラブホテル等の要件の見直し等に関する意見

2009年6月9日

# ラブホテル等の要件の見直し等に関する意見

2009年5月25日付の【ラブホテル等要件の見直しの方向性】及び【ラブホテル等の要件の見直し等について(骨子案)】について何点かご意見を伺いたい箇所がございますので以下にまとめさせていただきます。ご確認頂き、貴会の意向をお聞かせください。

## 【ラブホテル等要件の見直しの方向性】資料について

### ① フロントの遮蔽措置について

施設要件に加えられているフロントの遮蔽措置については、もちろん我々も、お客様とフロントの面接の必要性はあると考えておりますのでその点におけるオペレーション等の徹底は行っていく所存です。

施設要件として遮蔽措置が加わった場合、4号営業に該当するのを避けるため、一切の遮蔽措置を撤去することになると思われます。

しかしながら、一切の遮蔽措置を撤去した場合、24時間お客様の出入りのある宿泊施設の特性上、深夜の強盗等、新たに犯罪の増加が予測され対策が必要であると危惧しておりますが、この点についてはどうお考えになりますでしょうか。

### ② 玄関等の遮蔽について

また、玄関等の遮蔽についても同じく要件に加えられております。

これに関しては、立派な門構えがあり、庭を抜け生垣塀の奥の玄関へ入るような作りの一般的な旅館は、観光地によく見られるところですし、いわゆるラグジュアリーホテルでも同様です。そして、これらの旅館・ラグジュアリーホテルの中でも、客室のデザイン性が高い旅館・ホテルでは、浴室および洗面所などと客室との仕切りをガラス壁にしているところがあります。

このような旅館・ホテルにおいても、これらの門や生垣塀等をすべて撤去しなくてはいけないのでしょうか。もしくはこれらの旅館は、4号営業に該当することになるのでしょうか。

### ③ 客室案内板や休憩料金表示について

客室案内板や休憩料金表示については先般も述べさせていただきましたが、これらはあくまで利用者へ向けて明朗な案内を行っているだけに過ぎず、これらを廃止することは利用者へサービス内容を明示しないということになると考えております。ラブホテルに限らず、デユースやビジネスユースを行っている一般のホテルについても、同様の掲示を行っていらっしゃると思いますが、これらも全て廃止のご意向でしょうか。

お客様へサービスの内容や料金を明示することができなくなってしまう点について、どのようにお考えになりますでしょうか。

#### ④ 自動精算機や遠隔操作の電気錠について

個室要件にある自動精算機や遠隔操作の電気錠についても、これは防犯上非常に有効な設備であると考えております。精算機については先にも触れましたが、売上金が一挙に狙われることが避けられますし、電気錠については火災報知機と連動しているため、いち早く避難経路へと誘導できる設備であります。またこれらは通電ロックのシステムになっているため、火災や震災等で停電が起こった際にはロックが自動で解除されるため閉じ込められる心配もありません。私たちは、ホテルの危機管理対策の一貫としてこれらのシステムを導入しております。これらを撤去し同等の危機管理対策を行えるような代替案はありますでしょうか。

### 【ラブホテル等の要件の見直し等について(骨子案)】について

#### 1 前記の要件を全国一律に適用することについて

おおよそこの文中にもある通り、幾つかの点において前記の要件を全国一律で実施していくには困難な点もあり、また非常に大きな問題だと考えております。

外観や建築物に関する要件については、当然ながら各自治体における景観条例等に起因するものも多く含まれている他、旅館業法以外にも各自治体が施行している条例によって規制を受けている箇所もそれぞれ大きく違うというのが現状です。これを政令による一律の要件で規制していくことが果たして可能であるのか、また真に実効性があるのかという疑問を拭い切れないのが正直な意見であります。善良な風俗環境の維持の為にここまで議論を重ねた以上、実効性のある規制となるよう、政令による一律の規制ではなく、条例によってきめ細かに対処していく方が問題が生じにくいのではないかと考えます。

#### 2 前記の要件を適用した際に必要となる改修について

仮にこれまで各自治体の条例を遵守して営業してきたホテルに前記の要件を一斉に課した場合、構造や設備の大幅改修を強いられることは必須となってきます。

多くのホテルはこれまで行ってきた設備投資のために既に莫大な額の負債を抱えておりますが、この負債を抱えたまま、当該設備を撤去しなければならないというのは、個々の財産を著しく害するおそれがあり、非常に深刻な問題と危惧されます。

しかも、新規規定に適しない設備を撤去して新規規定に適する設備を設けるためには、多額の改修費を調達しなくてはなりません。しかし、上記のとおり、多くのホテルは撤去の対象となる設備を過去に設置した際に、莫大な額の負債を抱えております。その上、さらに、新規規定に適しない設備を撤去して新規規定に適する設備を設けるために、改修費を調達しなければ

ならないというのは、二重に経済的負担を迫られることになり、現実的には、二重の経済的負担を負うことが不可能なホテルが多数出ることが確実です。

そして、このような二重の経済的負担を負うことが不可能なホテルは、4号営業に該当することになります。しかし、現在、4号営業の届出が可能な地域は、全国的に見てもごく限られた地域のみです。したがって、多くのホテルが廃業へ追い込まれることが予測されます。

この点についてはどのようにお考えになりますでしょうか。

### 3 旅館業法のみで営業してきたホテルが4号営業に該当した場合の弊害について

現在、相続において中小企業の非上場株式の相続税の負担が、中小企業の円滑な継承の妨げになっているという観点から「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」という法令がございます。この特例制度を受けられない要件のひとつに「風俗営業会社」が含まれております。すなわち、旅館業法のみで営業しているホテルが4号営業の届け出が必要となった瞬間から、子子孫孫までこの特例を受けることができず経営の継承に大きな障害がでることが予測されます。また、4号営業に該当する場合には、金融機関からの融資も受けられない上、事業計画の大幅変更が余儀なくされるため現在受けている融資の貸しはがしに会うことも危惧されます。さらに広告規制が適用となり、現存している野立て看板の撤去などに費用が発生することや、フリーペーパーでの求人募集が不可能になるなど、個々の経営状況を大きく揺るがす事象となることが予想されます。当業界における大多数のホテルは家族経営を主体とした中小企業であり、これらの影響により存続の危機に瀕することは必至であると思われませんが、この事実をどの程度考慮していただけるのでしょうか。

私たちは個々の財産を守るため、政令の改正による新规定の適用については、施行の際に現に許可を受けているもの及び施行前に許可の申請をしている者に係る施設の構造設備については、新规定を適用しない。という条項を加えていただくことを切に要望いたします。

今回ここに掲げた問題点（1ページの4項目及び2ページ財産権の問題）について、それぞれ貴会ではどのようにお考えになられるのか是非ともご教示頂きたいと思っております。

## 地方における類似ラブホテルの現状

地方においては、我々類似ラブホテルと称されるホテルは、特に地元の自治会や住民と協調しなくては経営は成り立ちません。昭和60年に施行された「風営適正化法」により、4号営業(当時は3号営業)とは違った、健全化を進めたホテルも地方には増えてきました。

これらのホテルは、レジャーホテルとして、「専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供する施設」だけではなく、食事やカラオケをはじめサウナやVOD方式による最新話題の映画の放映、その他の娯楽施設(あくまでも合法的な物)を導入し、子供連れのお客様でも充分利用できるような施設に変わっています。

癒しの空間、憩いの空間として、いろいろなお客様のニーズに応えられる施設に変容しました。そして企業努力により低料金でこれらを使用させていただいております。例を挙げれば、1泊朝食付きで5,000円(2人使用の場合)の低料金もあります。

そしてホテルによっては「会員制」を採用し、顧客の囲い込みを図っています。お客様より申し出があれば「入会申込書」にお名前、や住所、生年月日、職業等をご記入いただき「会員証」を発行します。入会申込書の記入内容はホテルにより若干の違いがあるようです。この「会員証」を客室内の機器に挿入すると、「客室料金の値引」「来店回数によるプレゼント」「お食事の無料サービス」「誕生日お祝品のプレゼント」等のサービスが受けられます。この結果、利用客の6割～7割が常連のお客様です。

3年ほど前に当ホテルではお客様アンケートを取ったことがあります。当ホテルのお客様の主な利用理由は下記のとおりです。

- ① 結婚したいが収入が少ないため、収入が増えて結婚できるまでホテルを利用している。(若いお客様にこの理由が多く、来店頻度は1月に2～3回)
- ② 子供が受験勉強で夫婦生活が家では無理(夜休憩の中年のご夫婦)
- ③ たまには気分をかえ夫婦生活をしたい。
- ④ 料金が安くサービスが良いので家族連れの旅行によく利用して

- いる。(補助ベッド等の貸出しを行っている。)
- ⑤ 家では、いる場所がないので、老齢年金が出るたびに利用している。(昼間利用の老人のカップル。確かに年金が支給された日の後はこのようなお客様が多い)
  - ⑥ たまには女同士のパーティで気楽に騒いでみたい。(この種のお客様は3~4人で入室され、食品の持込や食事の注文が多い)
  - ⑦ 会社の出張のたびに利用している。車が簡単に駐車できるし、時間の制限もない。色々な設備があり退屈しない。(このようなお客様が増えつつあります。)
  - ⑧ 勤務先の昇進試験の勉強のため利用している。家では子供等がうるさくて勉強できない。(勤務が終わり次第、何日も続けて来店される方が多い。)
  - ⑨ 聴覚障害や言語障害者のお客様から、お部屋に備え付けのエアシュータで筆談することができるため利用している。

エアシュータは、こうしたお客様にとっては大事な通信手段として利用されており、身体障害者のお客様の利用も増えているのが実情です。フロントでのお客様との対面による鍵の受け渡しの徹底により、エアシュータ(建築基準法・消防法において許可されたものに限り)の使用も可能ではないでしょうか。また手足の不自由なお客様も、従業員が手助けすることにより利用が増えている。(別紙1,2,3参照)

以上のように、特に繁華街などが近くにない地方のホテルは、利用者が「専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供する施設」として使用するだけでなく、多目的な利用があることも事実です。このような変革をしたということは60年に施行された「風営適正化法」が十二分にその目的を果たした結果だと思えます。

又「児童買春の温床」であるとの指摘は甚だ遺憾です。「温床」という意味を辞書で調べたら「物事の起こる原因になる場所・物事」とあります(岩波国語辞典第五版より)。このような表現は現状を知らない方にとってはホテル経営者が「児童買春」を促進しているように受け取られる方も皆無ではないと思えます

私たちホテル経営者は「児童買春」の原因になる場所は提供していないし、むしろこういふことが起こらないよう注意しているのが

現状です。今問題とされている「出会い系喫茶」と同一視されることは甚だ心外に思います。

たいていのホテルでは防犯カメラを設置および録画して事件が起きないように努力しています。ちょっとおかしいなと感じたら来店を断ることもしています。事件にまきこまれることは経営者にとっては重大なことですし、またそれによってホテルの評判が落ちることも困ります。

関西地方において新規に建築されるホテルに対して住民の反対運動が起こって規制の要望が出されているとのことです。

私自身が現地を視察しましたところ、このような反対運動が起こっても仕方がないことを痛感しました。

学校や通学道路の近くに建てることは問題外です。又その地域にふさわしくない奇異な外観、けばけばしい色彩や照明、ホテル経営者自身も自宅の近くにこのような建物が建ったらいやだと思います。このような建物を建築される経営者は社会に対する責任や義務を放棄しているのではないのでしょうか。地域社会と協調していかなかったら、商売的にも成り立ちがたいと思います。建築されたホテル業者の猛省を促すしだいです。

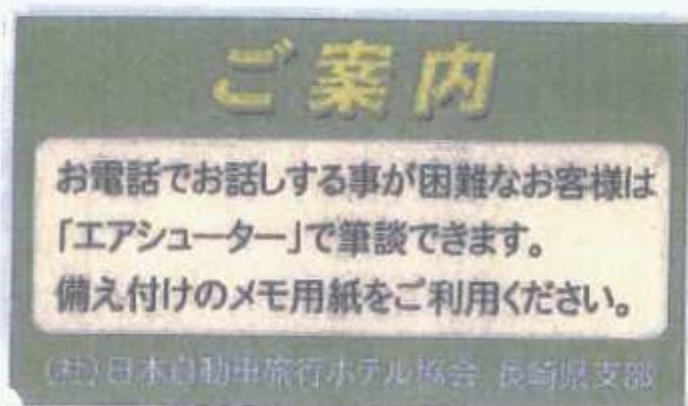
風営法の最大の目的は善良な風俗の維持だと思います。地方ホテルは特に地域住民と密着した営業を行っており、夫婦や恋人や家族など多くの住民に喜んで利用して頂いているのが実情です。一部の不心得な人間のために多くの人が規制されることは問題と思います。

当協会もコンプライアンス委員会を設置し、地域の風俗環境の維持や、少年の健全育成のために努力する所存です。

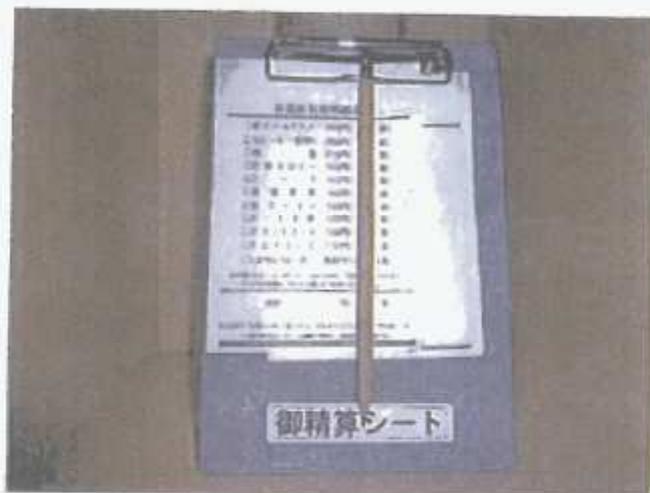
全国一律の政令改正ではなく、地域の実情に合った地方条例での規制を切に願う次第です。

# 聴覚・言語障害者の方の エアシューター使用例

～その1～



※お部屋に掲示しています。



※お部屋に置いている伝票やメモの一例です。筆記具は備えています。



(ホテル A)



(ホテル B)

# 聴覚・言語障害者の方の エアシューター使用例 ～その2～

Memo

550mlの缶が  
ほしい

済

Memo

帰ります。  
食事のコンシス  
おしながきです。  
金額はこれからですが。

済

Memo

食事はまだ  
おしながきです

済

Memo

フロントへ  
テレビのチャンネルの  
がわかりにくいです。

済

Memo

飲み物は コーラを飲みたい。

済

Memo

エアファンを冷感  
スリッパの冷感100%

済

Memo

ハンカチが足りない

済

Memo

シャワーの水を  
熱くしてほしい。

済

冷蔵庫利用明細書

□ドライ(缶ビール)~250円( / 本)
□一番搾り(缶ビール)~250円( 本)
□ウメッシュ(梅酒)~210円( / 本)
□ココ・コーラ~150円( 本)
□真 露 茶~150円( 本)
□ジョージア(缶3本)~130円( 本)
□おーいお茶~120円( 本)
□ポカリスエット~120円( / 本)
□カルピスウォーター~120円( 本)
□セブンアップ~120円( 本)
□オロナミンC~110円( 本)
□ミネラルウォーター~無料サービス(1本)

合計: 1,670 円( 本)

※上記の金額は税込価格です。消費税は別途計算いたします。

冷蔵庫利用明細書

□ドライ(缶ビール)~250円( / 本)
□一番搾り(缶ビール)~250円( 本)
□ウメッシュ(梅酒)~210円( 本)
□ココ・コーラ~150円( 本)
□真 露 茶~150円( 本)
□ジョージア(缶3本)~130円( / 本)
□おーいお茶~120円( 本)
□ポカリスエット~120円( 本)
□カルピスウォーター~120円( 本)
□セブンアップ~120円( 本)
□オロナミンC~110円( 本)
□ミネラルウォーター~無料サービス(1本)

合計: 1,670 円( 本)

※上記の金額は税込価格です。消費税は別途計算いたします。

冷蔵庫利用明細書

□ドライ(缶ビール)~250円( 本)
□一番搾り(缶ビール)~250円( 本)
□ウメッシュ(梅酒)~210円( 本)
□ココ・コーラ~150円( 本)
□真 露 茶~150円( 本)
□ジョージア(缶3本)~130円( 本)
□おーいお茶~120円( 本)
□ポカリスエット~120円( 本)
□カルピスウォーター~120円( 本)
□セブンアップ~120円( 本)
□オロナミンC~110円( 本)
□ミネラルウォーター~無料サービス(1本)

合計: 1,670 円( 本)

※上記の金額は税込価格です。消費税は別途計算いたします。

冷蔵庫利用明細書

□ドライ(缶ビール)~250円( 本)
□一番搾り(缶ビール)~250円( 本)
□ウメッシュ(梅酒)~210円( 本)
□ココ・コーラ~150円( / 本)
□真 露 茶~150円( / 本)
□ジョージア(缶3本)~130円( 本)
□おーいお茶~120円( 本)
□ポカリスエット~120円( 本)
□カルピスウォーター~120円( 本)
□セブンアップ~120円( 本)
□オロナミンC~110円( 本)
□ミネラルウォーター~無料サービス(1本)

合計: 1,670 円( 本)

※上記の金額は税込価格です。消費税は別途計算いたします。

冷蔵庫利用明細書

□ドライ(缶ビール)~250円( 本)
□一番搾り(缶ビール)~250円( 本)
□ウメッシュ(梅酒)~210円( 本)
□ココ・コーラ~150円( 本)
□真 露 茶~150円( 本)
□ジョージア(缶3本)~130円( 本)
□おーいお茶~120円( 本)
□ポカリスエット~120円( 本)
□カルピスウォーター~120円( 本)
□セブンアップ~120円( 本)
□オロナミンC~110円( 本)
□ミネラルウォーター~無料サービス(1本)

合計: 1,670 円( 本)

※上記の金額は税込価格です。消費税は別途計算いたします。

冷蔵庫利用明細書

□ドライ(缶ビール)~250円( / 本)
□一番搾り(缶ビール)~250円( 本)
□ウメッシュ(梅酒)~210円( 本)
□ココ・コーラ~150円( 本)
□真 露 茶~150円( 本)
□ジョージア(缶3本)~130円( / 本)
□おーいお茶~120円( 本)
□ポカリスエット~120円( 本)
□カルピスウォーター~120円( 本)
□セブンアップ~120円( 本)
□オロナミンC~110円( 本)
□ミネラルウォーター~無料サービス(1本)

合計: 1,670 円( 本)

※上記の金額は税込価格です。消費税は別途計算いたします。

冷蔵庫利用明細書

□ドライ(缶ビール)~250円( / 本)
□一番搾り(缶ビール)~250円( 本)
□ウメッシュ(梅酒)~210円( 本)
□ココ・コーラ~150円( 本)
□真 露 茶~150円( 本)
□ジョージア(缶3本)~130円( 本)
□おーいお茶~120円( / 本)
□ポカリスエット~120円( 本)
□カルピスウォーター~120円( 本)
□セブンアップ~120円( 本)
□オロナミンC~110円( 本)
□ミネラルウォーター~無料サービス(1本)

合計: 1,670 円( 本)

※上記の金額は税込価格です。消費税は別途計算いたします。

冷蔵庫利用明細書

□ドライ(缶ビール)~250円( 本)
□一番搾り(缶ビール)~250円( 本)
□ウメッシュ(梅酒)~210円( 本)
□ココ・コーラ~150円( / 本)
□真 露 茶~150円( / 本)
□ジョージア(缶3本)~130円( 本)
□おーいお茶~120円( 本)
□ポカリスエット~120円( 本)
□カルピスウォーター~120円( 本)
□セブンアップ~120円( 本)
□オロナミンC~110円( 本)
□ミネラルウォーター~無料サービス(1本)

合計: 1,670 円( 本)

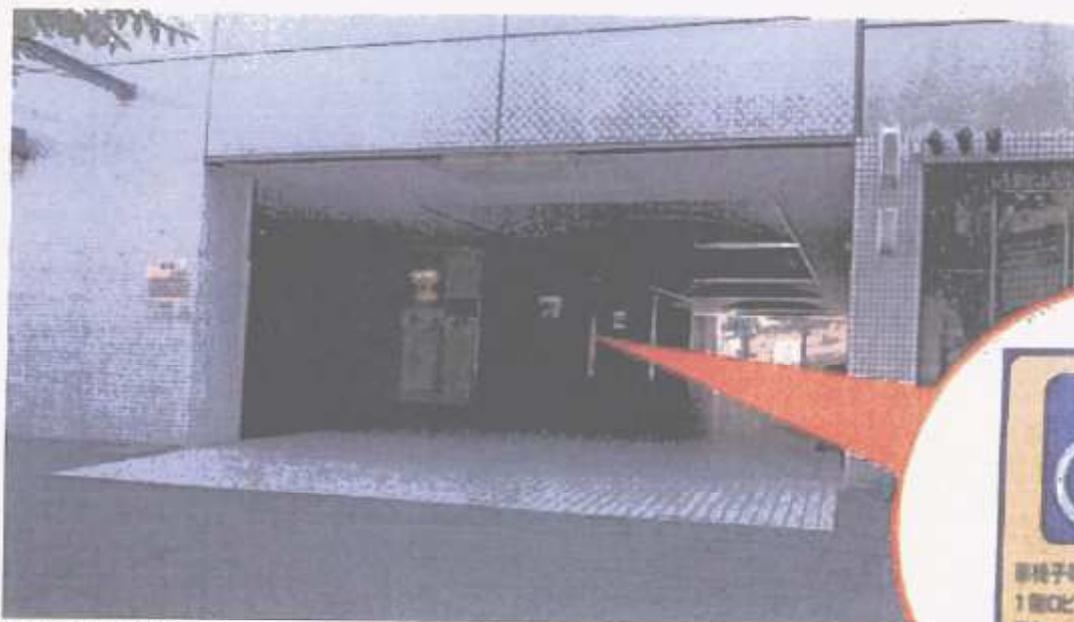
※上記の金額は税込価格です。消費税は別途計算いたします。

※お客様からよせられた通信文の一例

# <お体が不自由なお客様へのお手伝い>



(ホテル A)



(ホテル B)



お客様から連絡があったら直ちに従業員がかけつけ入館のお手伝い致します。お帰りの際も同様です。

店舗型性風俗特殊営業調査報告書（H13年3月発行）をもとにした

現在のラブホテル・類似ラブホテルの実態分析

\*愛の営みが「私事的」なことであり、また「秘事的」なことであるかぎり、人がその営みを第三者からは見られない場所で行うのは、当然のことである。そこから、その場所を提供する商売が始まる。

これは、平成 13 年 3 月に発表された、「店舗型性風俗特殊営業（モーテル・ラブホテル）調査研究報告書」（財団法人 社会安全研究財団）《性風俗問題調査研究委員会》の委員長・矢島正見氏（中央大学文学部教授 当時以下同じ）が“まえがき”の冒頭に記した文である。

今日、いわゆる風営法改正にあたり、“ラブホテル等要件の見直しの方向性”として幾つもの規制のための項目が浮上している（1. フロントの遮蔽処置 1. 客室案内板 1. 玄関等の遮蔽 1. 休憩料金表示 1. 自動精算機 1. 代金支払用エアシューター、1. 代金支払用の小窓 1. 遠隔操作で解錠可能な電気錠のある戸 など）が、これらはいわれるところの政令 3 条（施設基準・設備基準・構造基準）の細分化と考えられるが、業態・業界の実態を十分にご理解いただき、改正の検討をしていただきたいと切に願う次第である。

そこで、平成 13 年という年度差を考えれば新しいとはいえないが、当時の調査内容・調査方法が的確で非常に貴重な資料と考え、その調査報告書をもとに現在のラブホテル・類似ラブホテルの実態を検証してみた。

以下、文中\*印は店舗型性風俗特殊営業調査報告書からの引用部分である。

なお、この「性風俗問題調査研究委員会」の構成メンバーは以下の方々である。

委員長	矢島 正見	中央大学文学部教授
委員	岩井 宜子	専修大学法学部教授
	樋田大二郎	聖心女子大学文学部教授
	吉田 英法	警察庁生活安全局生活環境課長
	川崎 太一	警視庁生活安全部保安課長
	山本 功	淑徳大学社会学部専任講師
幹事	伊藤 智	警察庁生活安全局生活環境課理事官
	岩井 清司	警察庁生活安全局生活環境課課長補佐
	古賀 英人	警視庁生活安全部保安課課長代理

この「調査研究報告書」は 3 部構成となっており、章建は 5 章プラス資料（法律・条文等）を付記した 120 ページながらも、非常に貴重な報告書となっている。

冒頭に記した矢島教授の“まえがき”の中に、

\*現在では「レジャーホテル」「ブティックホテル」「ファッションホテル」とも呼ばれ出し、性的欲望を煽るようなケバケバしさは影を潜め、清潔さとゴウジャスさへの方向性を示し、様相を高級シティホテルやリゾートホテル調に移行しつつある。

また外観だけでなく、利用する側も、かつての「お忍び」風は影を潜め、堂々と性を楽しむといった方向性に変わってきていると同時に、若い人たちだけでなく、中高年層の人たちも利用するようになっている。

と、8年も前に、施設の形態や利用者の変化を指摘している。今日では、その変化はさらに進んでいるであろうことは、容易に想像できよう。

そもそも「モーテル」「ラブホテル」とは、

\*①「専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。）の用に供する施設」であり、かつ、②食堂またはロビーの床面積がある基準の数値に達せず、さらに、③客の使用する自動車の車庫の構造（モーテル）や室内の状況（回転ベッド、1平方メートル以上の鏡、ガラス張りの浴室、SMの施設、等）の存在もしくは性具等の自動販売機の設備の存在（ラブホテル）があるとき、「店舗型風俗特殊営業」として法律によって規制対象とされる。つまり、①と②と③の3つすべて揃ったときのみ規制対象となるのである。

ということは、「専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。）の用に供する施設」であったとしても、それなりに広い食堂かロビーがあれば、規制対象外となり、一般のホテル・旅館とされるわけである。（第1部第1章、問題の所在）

と、明確に、法に則って“ラブホテル”を位置づけている。

そして、この「調査研究報告書」の意義を、

\*モーテル・ラブホテルをめぐるこうした錯綜状況にあっては、頭の中で法条文をいじくり回し、理屈ばかり考えていても、一向にらちがあかない。実証的なデータがまずもって必要である。我々の調査はここから始まった。

としている。実に明解な基本姿勢といえよう。

なお、調査対象は、営業者（ホテル経営者）が269票、住民調査が1,035票であった。

\*営業状況

○モーテル・ラブホテル経営者の事業内容は、営業を始めてからの年数は10年以上が

86.2%と大半を占め、新しい営業所はきわめて少ない。

○また、複数のモーテル・ラブホテルの経営については、営業所が一つだけで経営している業者の割合が7割弱を占めていた。

○これに対して、他業界の経営を行っている多角経営が多くみられた。モーテル・ラブホテルのみを経営しているのは5割、49.1%のみであった。

\*来客状況

○男性では30代～50代、女性では20代～50代の利用率が高く、10代の利用率は非常に少ない。

○最も多く利用されるのは土曜日で、76.2%の営業所が土曜日の利用が最も多いと答えており、2位の日曜日の13.8%を大きく引き離している。

○利用客中に占める休憩客の割合は80%以上と答えた営業所が17.6%、71%～80%も19.6%となっており、モーテル・ラブホテル事業では、休憩客の割合が非常に高くなっている。

との調査結果であるが、8年前と今日の状況に多少の変化が見られるのは、経営者の中に、2代目、3代目が誕生していることである。そのため、「営業所が一つだけで経営している業者の割合が7割弱」を占めているというが、その割合はもっと少ないものと思われる。また、来客状況の中でいわれている年代別だが、昨今の中高齢層の動向をみると、利用者の高年齢化も進んでいるものと想像できるのは、さほど困難なことではないように思える。

\*モーテル・ラブホテルの施設・設備

○今やモーテルやラブホテルは、かつてのような、いかにもそれっぽい特別な構造にはなっていない。ベッドや浴室などの施設による過ごし方の演出ではなく、おもちゃやコンドームによる過ごし方の演出がなされるようになってきているのである。

○娯楽機器の面から見ると、ビデオデッキ7割弱、カラオケが6割弱、テレビゲーム機が3割、スロットマシンなどのゲーム機が3割弱など、モーテル・ラブホテルは性行為とは直接結びつかない機器を備えたレジャー・ホテル化を果たしている。

と、8年前の報告にはあるが、現在では、「おもちゃ」や「スロットマシン」等を設置している施設は、数年前からの規制により、殆ど少数といえよう。

\*看板・広告の現状と意見

○風俗適正化法による地域の規制についての営業者の意見は、今のままでよいとする意見が大多数を占め7割強となっていた。営業者は現状のままを望んでいる。

○看板等掲示の現状では、看板の主たる設置場所は営業所内とその周辺になっている。

看板等以外の広告・宣伝では、およそ4分の1、24.2%の営業所が看板等以外の広告・宣伝をしていると答えている。モーテル・ラブホテルの広告媒体としては、量的に見ると、やはり看板が主となっており、看板以外のものは極端に少ないことがわかる。

○モーテル・ラブホテル営業者の広告規制についての意見は、全面禁止派は2.2%とごくわずかで、「今のままでよい」が63.2%と6割を超えている。設置地域の規制の場合と同じで、営業者たちは現状維持を望んでいる。

○広告表現の規制については、性を連想させるような内容、街の景観にそぐわない広告、はでで人目を引く広告の3つのタイプは、人々に否定的な感情を引き起こさせるので、規制の対象にすべきであるとしている。これに対して、道案内程度のものであれば、規制の必要がないと見ている。

看板・広告の規制では、施設の立地状況を考慮すれば、その必要性が理解できよう。つまり、これらの多くの施設では、特に郊外では、いわゆる表の目立つところではなく、いわれるところの、裏側に立地しているからである。したがって、看板・道案内は必要不可欠ともいえよう。

#### \*近隣への迷惑とシティホテルとの違い

○自分のモーテル・ラブホテル営業が、近隣の住民等に対して迷惑をかけたか教育的に問題な影響を与えていると思うかについては、81.8%があまりまたは全く迷惑をかけたか教育的な問題を与えていないと思っている。

○高級シティホテルとの比較では、少なからぬ営業者が高級シティホテルも自分たちと同じかそれ以上に性的行為のために利用されていると考えている。

近隣への迷惑については、今回の法改正の“きっかけ”ともいえそうだが、これは法律というよりも、むしろ条例による区市町の問題として捉え、“景観条例”などのほうが、より有効的ではなからうか。また、高級シティホテルとの問題では、その種のホテルの方が、施設・設備の点においてはるかに“ラブホテル化”している点は、認識する必要がありそうだ。

住民調査結果の要約では、

#### \*モーテル・ラブホテルへの法規制についての意識

○モーテル・ラブホテルに対する法規制については、「どんな場所であっても禁止」が3割、「今のままでよい」が4割、「どんな場所であっても禁止の必要はない」が2パーセント、「地域を限って禁止した方がよい」が3割であった。全面的な規制解除という意見はごく少数であり、「今のままで」「地域に限って」と一定の条件の下でモーテル・ラブホテルの存在を認める意見が7割と、全面否定の3割よりも多くなってい

る。

- 年齢が上がるにつれて、全面禁止という意見が多くなり、今のままでよいという意見が少なくなる。
- 「地域を限って禁止」という意見は40代女性の40%、40代男性の37%を占めており、上下の世代と比べて特異な傾向である。これは、子供の問題に敏感な世代だからであろう。  
自由回答の記述からも、学校や通学路など文教地域がしばしば言及されていた。また、住宅街や公共施設の周辺も禁止すべき地域として挙げられている。
- 18歳未満の子供がいるかいないかで法規制意識に違いがあるとは言えなかった。
- 住宅街に住む人は農山漁村部に比べ、「どんな場所でも禁止」という意見がより少なく、「場所を限って禁止」との意見が多い傾向が見られた。
- 20～30代では、最も近いモーテル・ラブホテルとの距離と法規制意識との間に関連は見られなかった。40歳以上の世代では、それが、「わからない」という人ほど、どんな場所でも禁止という意見が多いという関連があった。

法規制の意識について、全面禁止が3割というのは、どのような項目（例えば、ペットの好き嫌い、ゴミ焼却場の施設など）においても存在し、モーテル・ラブホテルだからといって、特別多いわけではない。むしろ、文教地域・公共施設等々においては、経営者自らが道徳感・倫理観は持つべきであろう。社会の一員として。

#### \*モーテル・ラブホテルによる迷惑

- 付近にモーテル・ラブホテルがある人の中で、「何らかの迷惑を受けたことがある」人は6%であった。付近にあるという455人中、「子供の教育」20人、「地域の風紀」16人、「性的不快感」13人であった。
- 付近にモーテル・ラブホテルの広告・宣伝があるという人のうち、広告・宣伝によって迷惑を受けたことがあるという人は、9%であった。主なものは「子供の教育」27人、「ライトアップの照明」24人、「性的不快感」20人であった。
- モーテル・ラブホテルの広告・宣伝に対する規制については、「全面的に禁止した方がよい」（全体の39%）、「地域を限って禁止した方がよい」（同35%）、「全面的に広告・宣伝の規制を解除した方がよい」（同2%）、「わからない」（23%）となった。全面的な規制解除という意見は少数にとどまった。
- 「道案内程度の広告」であれば、5割が「規制は必要ない」とし、「規制は必要」とする3割を上回る。残り2割は「わからない」という回答であった。ただし、「はで」であったり「街にそぐわない」もの、「性を連想させる」広告には8割が「規制は必要」という回答であり、そうしたものについて「わからない」という回答は1割であった。広告の内容によって意見が明確に異なると言えよう。拒否感の強い「はで」「街

にそぐわない」「性」的な広告については、性差・年齢差があまりない。

- ラブホテルのお城のような外観については、若い世代では「なんとも思わない」が多く、世代が上がるにつれて「不快な気持ちになる」が多くなる。男性の3割、女性の4割が不快であると回答している。

付近にモーテル・ラブホテルがある人455人中、「何らかの迷惑を受けた」人は、たったの6%であった。思いのほか実際は少ないようだ。必要なことは、“環境アセス”“景観条例”ということになるようだが、いかがだろうか。

#### \*住民の利用経験

- モーテル・ラブホテルの利用経験は、男性36%、女性20%であった。概して年齢が低いほど利用経験率が高い。ただし、20代男性よりも30代男性の方が利用経験率が高く、この層では64%に利用経験がある。
- モーテル・ラブホテルの利用経験のない人は厳しく法的規制を求める傾向にある。しかし、「規制は必要ない」という意見はそもそも少数であり、利用経験があることが、規制の解除を求める意見に結合するわけではない。「今のままで」「地域を限って」という意見になるのである。

多くの利用者は、近隣のモーテル・ラブホテルを利用しない傾向にある。特に郊外に行けばなおさらその傾向は強い。これは、郊外イコール“人の目に晒されやすい”つまり“見られてしまう”ということである。そこにも、この業態の特性がある。したがって、上記の調査には、十分とはいいいがたい面もあるのではなかろうか。

#### \*営業調査結果と住民調査結果の比較の要約

- モーテル・ラブホテルの法的規制については、住民の3割が全面的禁止で、営業者に比べて全面禁止の傾向が強い。しかし、その住民でも大半は地域限定の規制を求めている。
- モーテル・ラブホテルの近隣に対する迷惑は、近隣に住んでいる人達だけに限定すると、迷惑を受けた経験のある人は1割弱で、営業者の推定とほぼ一致する。
- モーテル・ラブホテルの広告の禁止に関しては、住民では全面禁止が約4割で、営業者の見解と大いに異なる。ただし、そのうちのおよそ3割はモーテル・ラブホテルそのものを否定する人達と思われる。
- 広告表現の具体的な規制では、営業者、住民ともに、はでな広告や景観にそぐわない広告、性的な広告については否定的である。道案内程度の広告については営業者はきわめて許容的であり、住民でも半数は許容的である。
- モーテル・ラブホテルと高級シティホテルの比較では、性的な利用では圧倒的にモー

テル・ラブホテルのほうが多いという認識であるが、売春や援助交際では、営業者ではほぼ同じ、一般住民の認識でも単純な性的行為から比べると高級シティホテルの利用比率が増えている。モーテル・ラブホテルは性的行為の場、高級シティホテルは宿泊や食事をする場、という認識はもはや崩れていることが分かる。営業者の認識はもちろんのこと、一般住民であっても、高級シティホテルでの不倫、売春・援助交際は充分に有り得るという認識である。

営業者・住民調査結果としては、大変貴重な参考になる分析ではなかろうか。モーテル・ラブホテルが“悪”という認識、性的行為が“悪”という潜在感。その根本から議論することなく、「錯綜状況にあっては、頭の中で法条文をいじくり回し、理屈ばかり考えていても、一向にらちがあかない。実証的なデータがまずもって必要」と性風俗問題調査研究委員会の委員長・矢島正見教授はいう。

多くの営業者・パートアルバイトを始めとした従業員、利用者が存在する中での早急な結論は、多くの問題を残すことになるのではないか。

警察庁風俗行政研究会  
座長 前田雅英 様

特定非営利活動法人 全国偽装ラブホテルをなくす会  
代表 馬場教子

## 子どもの教育環境及び市民の住環境を安心・安全かつ清純に保つ政策について(意見)

風俗行政研究会の委員の皆さま及び関係各省庁の皆さま、全国各地で問題化している「偽装ラブホテル」の抜本的問題解決のために取組んでいただきありがとうございます。第2回風俗行政研究会において示された「ラブホテル等の要件に関する論点」等について当会の意見を下記のとおり申し上げます。

### 記

#### 1 「子どもの教育環境を安心・安全かつ清純に保つ権利」と偽装ラブホテル経営者の「営業の自由」について

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」(教育基本法第1条)と教育基本法において教育の目的が規定されています。また、少子化が急速に進み社会問題になっている現在においては、子どもに対する教育の重要性は一層増しています。さらに、教育は民主国家の存立と発展を担う健全な国民の育成という重要な意義を有しています。

一方、偽装ラブホテル経営者の主張する「営業の自由」は憲法 22 条において規定されているように「公共の福祉に反しない限り」との制約があります。また、偽装ラブホテル経営者の主張する既得権は一般ホテル・旅館の営業に関するものです。さらに、施設の営業目的は「専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。)の用に供する」ためのものであり、風俗利用に顕著なように施設利用者は子どもを生み育てることに繋げるものではなく、大人の快楽を追求することが主眼とされています(ビジネスホテルには見られない違法な SM 設備及び避妊具の各室備置が証左)。

はたして「子どもの教育環境の保全」と「大人の営業の自由」が同一次元で論議されるべき問題なのでしょうか。「心身ともに健康な国民の育成」という教育の目的が達せられることなくして、健全な企業倫理を具した経営者が育成されることはありません。かかる観点からも、子どもの教育及び良好な教育環境の確保は最優先の位置づけがなされるべきと考えます。

当会は、ラブホテル一般を取上げているものではなく、現行法の 200m の営業禁止区域の「実質的」な徹底を行ない、幼稚園・小学校等の学校施設等及び住宅地における環境を安心・安全かつ清純に保持することを要望しているものです。

昭和 47 年の「モーテル規制」では既得権を認めなかったにも拘らず、昭和 59 年の「ラブホテル規制」では既得権を認めたがために、現在でも営業禁止区域でラブホテルが営業されています。当時の保護者が学校周辺の清純化を強く要望したにも拘らず、改正によって結果としてラブホテルが堂々と学校施設周辺で営業できることになりました。

今回の政令改正が既存の偽装ラブホテルに「お墨付き」を与える形にならないことを強く要望します。

#### 2 各論点の〈留意点〉において論じられている「風営法の目的との関連において合理性を有するか」について

各論点で取上げられている施設要件は、既に各自治体で規定されているものがほとんどであり、自治体によってはより厳しい要件を設けている事例もあります。かかる観点を十分考慮いただき、各自治体の実績を法制化していただきたく思います。

全国の条例の実績が積上げられ法律の制定に至ることがあります。例えば、全国各地で行政情報の開示請求が盛んに行われ「情報公開条例」が制定された結果、遅れること約 20 年経って「情報公開法」が制定されました。

しかし、国において法律制定が遅れたために請求手続が各自治体において異なるという事態に陥っています。国民のための地方分権をマジックワードとして依用し、各自治体に無用の混乱と負担を強いることがないことを要望します。

